

公立大学法人新潟県立看護大学告示第3号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成25年4月1日公立大学法人新潟県立看護大学告示第2号）の一部を次のように改正し、平成25年9月1日以降に実施する試験から適用する。

平成25年8月9日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 渡邊 隆

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容			試験の名称	開示する内容		
(略)				(略)			
県立看護大学大学院入学試験	(略)			県立看護大学大学院入学試験	(略)		
県立看護大学事務局職員採用試験	種目別得点、総合ランク	選考考査の結果(合否)通知日から1か月間	県立看護大学総務課				